

## V 改編の過程——誰が、どのように指示したのか

NHKが「視聴者への説明責任を果たす」として公表した説明文書は、この2回目の番組「問われる戦時性暴力」の企画立案から取材・編集・放送と、その直後の動きまでをかなり詳しく明らかにしているが、その説明の視点には際立った特徴がある。

それは、ほとんどつねに放送総局長、その下の番組制作局長、さらにその直属の教養番組部長という放送・制作部門の責任者と、加えて、NHK予算等をめぐって国会議員らに対応してきた国会担当の総合企画室担当局長（以下「国会担当局長」と呼ぶ）といった幹部管理職（注）の視点に基づいている、という点である。

このことは、これら幹部の発言や考えがカギ括弧付きでくわしく引用されるのに対し、制作会社スタッフやNHK側のチーフプロデューサーやデスク等、本来は制作・編集作業の要にいる人々の動きについては、地の文で、あっけないほど短く説明されることに典型的に現われている。

*（注）NHK組織にはこのような言い方で定義される職制区分はないが、本報告書では便宜上、放送総局長、番組制作局長、教養番組部長、国会担当局長を、制作現場のチーフプロデューサーやデスクらと区別する意味で、「幹部管理職」「幹部管理職層」等と呼ぶ。放送総局長は当時も現在も、NHKの理事の一人である。*

この点に留意しながら、以下にNHKが公式見解として公表した説明文書に基づいて、当該番組の改編過程を概観しておくことにする。改編は中断なく、こまごまと行われているが、この説明文書を読むと、4つの大きな波があったことがうかがわれる。

### 〔第1の波〕……制作会社からNHKへ

当該番組はNHKの関連会社のチーフプロデューサーが発案し、当初の企画書作成や女性法廷主催者との交渉、さらには女性法廷の取材・撮影などは、再委託先である制作会社のディレクターらが行った。むろんNHK教育テレビでの放送を前提としていたので、早い段階からNHK教養番組部のチーフプロデューサーやデスクも加わって、正式な企画として練り上げられていった。

教養番組部長は、この番組は女性法廷のたんなる記録ではなく、「女性法廷を東京裁判以来の世界的な潮流のなかに位置づけ、歴史的意義を考察する教養番組」として考えていたという。同部のチーフプロデューサーとデスクも、同法廷だけのドキュメンタリー番組を作るのではないと思っていたので、編集作業中の制作会社ディレクターらに対し、女性法廷が行った天皇に対する有罪判決の印象を弱めること、過去の戦争犯罪と裁きに関する資料映像を加えることなど、企画趣旨に沿った編集をするよう指示した。もう一方で、スタジオにコメンテーターを招いたトーク部分の撮影も行われた。

しかし、50分強の粗編集版ができた段階で行われた2度の試写で、教養番組部長はいずれについても、「法廷との距離が近すぎる」「修正不能」等と主張した。これに対し制作会社のチーフプロデューサーは、これまでの編集方針と部長の主張する方針との相違が大きすぎる、放送日までに部長の言うとおりの編集をすることは困難だと判断し、当該番組制作からの離脱を申し出た。

結局、これ以降の作業はNHK教養番組部が独自に行うことになった。取材テープその他一式がNHKに引き渡されたのは、放送5日前から4日前にかけてである。

説明文書は、この5日前という日に、次年度のNHK予算案が総務大臣に提出され、その説明のために、国会対策部門の職員らが衆参両議院の与党議員およそ250名に個別に面会しはじめた、と記している。

また、この前後、NHKが女性法廷に関する番組を放送することに反対する右翼団体の動きが激しくなったこと、また予算説明の際、与党政治家らから当該番組についての話題が出るようになったことも書かれている。改編作業と併行するように、番組をめぐる外部の動きが活発化していた。

## 〔第2の波〕……教養番組部長の指示

放送前の数日間、制作会社から編集用素材一式を受け取ってから放送直前まで、NHK内部では改編と試写があわただしく繰り返されることになる。

ここに直接関与した人物として説明文書があげているのは、放送総局長、番組制作局長、教養番組部長、チーフプロデューサー、デスク、それに国会担当局長の6名である。

4日前の夕方、放送総局長と番組制作局長がチーフプロデューサーとデスクに対し、女性法廷に批判的な意見を入れることを指示した。これを受けてチーフプロデューサーらは放送2日前までに、同法廷を批判する歴史学者のインタビューを行うとともに、司会のアナウンサーとスタジオ・コメンテーターの追加撮影をした。

この前後、放送中止を求める右翼団体がNHKに押しかけ、局舎内に乱入する騒ぎも起きている。

その後、さらに教養番組部長が、天皇の戦争責任や女性法廷の意義についての断定的なナレーション原稿を婉曲な表現に変えるよう指示し、これら全部を取り込んだ大幅な改編作業が放送前日の未明までつづいた。

まだナレーションの収録作業等は残っていたが、説明文書はこれを「NHKが主体的に編集した最初の本件番組」と呼んでいる。

この段階では放送枠どおり、約44分間の番組だった。説明文書は「すでに必要な距離感を取った」という教養番組部長の感想を記しているが、この印象はチーフプロデューサーやデスクも含め、制作現場とその直属上司に共有されていたようである。

だが、改編はこれで終わらなかった。

### [第3の波] ……国会担当局長の関与

放送前日の午後、国会担当局長が放送総局長を伴って、与党有力政治家でもある内閣官房副長官を訪ね、面談する。席上、放送総局長が、多角的な視点に立った番組である旨を説明すると、内閣官房副長官は、従軍慰安婦問題のむずかしさや歴史認識問題と外交について持論を語った上で、「こうした問題を公共放送であるNHKが扱うのであれば、公平公正な番組になるべきだ」との意見を述べた。

この面談から2人がもどると、関係者全員が集まって、最初のNHK編集版の試写が行われた。終了後、チーフプロデューサーとデスクの退席を求め、幹部管理職のみの話し合いが行われた。

ここでは制作現場に近い教養番組部長が「許容範囲」という言葉を使い、十分に配慮した改編をしたことを主張したのに対し、他の幹部管理職は、天皇や日本政府の責任への言及がまだ断定的すぎること、女性法廷の意義が強調されすぎていること、海外メディアがその判決内容として日本政府の責任に触れている部分の印象が強すぎることなどを指摘し、結局、これらに関わる5カ所の修正や削除を行うことが決まった。

これを待機していたチーフプロデューサーに伝えたのは、国会担当局長である。チーフプロデューサーは、そのような改編を行えば、放送枠に満たなくなる旨を指摘したが、対して国会担当局長は「足りなければ、(女性法廷に批判的な)教授のインタビューを追加しておけば良いのではないか」などと指示した。

こうして深夜に及んだ改編作業で、当該番組は約43分になった。未明、放送総局長、番組制作局長、教養番組部長、デスクの4名による試写が行われ、ここでようやく放送に向けた番組内容が固まった。

放送当日の午前中から午後にかけて、教養番組部長とチーフプロデューサーとデスクはナレーションの収録や放送用テープの編集を行った。

### [第4の波] ……番組制作局長と放送総局長の指示

放送の数時間前、午後4時ころになって、動きはまたあわただしくなる。

番組制作局長がNHK会長に呼ばれ、当該番組について数分間話したという。会長室を辞した番組制作局長は、元日本兵が女性法廷で証言しているシーンと、元従軍慰安婦の中国人女性が証言中に泣き出し、失神するシーン等の3カ所について、独自に調査していないので信憑性がどうか、印象が強すぎるのではないかと等々と気がかりになり、その足で放送総局長室に向かった。

放送総局長と番組制作局長は台本を読み合わせた上で、上記3カ所を「削除しておいた方が安全なのではないか」などと考え直すに至り、チーフプロデューサーやデス

クらとともに放送用テープの最終的制作段階に入っていた教養番組部長を呼んだ。

放送総局長と番組制作局長からこれらの削除を指示された教養番組部長は、いまからの改編は時間的にむずかしい、と難色を示したが、「最終的にはこれを了承した」。

ついで、教養番組部長から削除を告げられたチーフプロデューサーは、ただちに放送総局長と番組制作局長を訪ね、この3人の証言については残すことを提言したが、放送総局長から「今回はこれでいきたい」「従軍慰安婦問題を扱う番組はこれで終わりではない」等と説得され、「最終的には（彼も）納得した」と、説明文書は記している。

こうして、40分に短縮された当該番組は、01年1月30日夜10時から放送された。

放送2日後、国会担当局長と番組制作局長が別の与党有力政治家を訪問し、番組制作局長から当該番組の趣旨とねらいを説明する一方、この問題に関する政治家の持論を聞いた。さらにその2日後、国会担当局長はまた別の与党議員を訪ね、番組の趣旨などを説明している。

放送からおおよそ3週間後、次年度のNHK予算が国会に提出され、これ以降、国会対策部門の職員らは野党議員に対しても個別の説明を開始した。

説明文書は、ここで終わっている。